明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

解散公告

当社は、平成二十二年三月五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

広島市西区観音本町一丁目二二番二一号

株式会社ノアーズハウジング

代表清算人　児玉　務

解散公告

当社は、平成二十二年三月五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

広島市西区観音本町一丁目二二番二一号

株式会社ノアーズアーク

代表清算人　児玉　務

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年二月二十三日付東京都告示第百七十六号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

東京都中央区日本橋一丁目一三番一号株式会社新日鉄都市開発内

金王町住宅マンション建替組合

代表清算人　大竹　博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月二十三日福岡地方裁判所久留米支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

福岡県久留米市荘島町字東竪町四三番地の一

最上稲荷教感応教会

清算人　大林　裕一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月二十三日熊本地方裁判所山鹿支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

熊本県鹿本郡植木町植木四二五番地

最上稲荷山妙照慈教会

清算人　大林　裕一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月五日大分地方裁判所日田支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

大分県日田市淡窓二丁目八番二号

宗教法人**泰**山教日田教務院

清算人　小林　綾子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

大分県玖珠郡九重町大字湯坪字茶屋場一三〇六番地二

特定非営利活動法人バイオマスエネルギー総合研究所

代表清算人　吉田　昌宜

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十七日開催の総会により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

福島県会津若松市追手町五番一〇号

特定非営利活動法人ＮＰＯテラコヤ学塾

清算人　鈴木　光之

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年二月十九日開催の臨時代議員大会の決議により平成二十二年二月二十八日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

茨城県水戸市南町一丁目三番一号

茨城銀行職員組合

清算人　並木　裕

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年二月二十六日愛知県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

愛知県瀬戸市追分町六四番地の一

清算法人瀬戸市土地改良区

代表清算人　長江　幸彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十月十日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

広島市西区観音新町一丁目五番二六号

医療法人神原内科医院

清算人　神原　俟子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

東京都世田谷区代沢五丁目一〇番六号

特定非営利活動法人日本住宅工事評価規準協会

清算人　戸谷　奉公

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年二月二十二日富山県知事の許可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

富山県高岡市下麻生一一五〇番地

高岡市中田東部土地区画整理組合

代表清算人　澤木　勤郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

名古屋市中区千代田五丁目二二番二五号

特定非営利活動法人フロンティアＳ・２１

清算人　大脇　信和

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十六日

島根県安来市広瀬町広瀬八五八番地

農事組合法人中国緑化花木生産組合

清算人　倉井　毅

第49期決算公告

平成22年3月26日

栃木県宇都宮市中岡本町字並塚2910番地1

カンバク株式会社

代表取締役　羽岡　利治

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	515,535
	固定資産	719,526
	合計	1,235,061
負債及び純資産の部	流動負債	110,980
	固定負債	48,169
	株主資本	1,075,913
	資本金	400,000
	剰余金	675,913
	利益準備金	(78,006)
	(その他利益剰余金)	(597,907)
	(うち当期純利益)	(62,486)
	合計	1,235,061